

治験書式変更対比表 平成 26 年 4 月 1 日改訂

書式	新	旧	備考
様式 20 受託研究契 約書	<p>第 3 条</p> <p>4 第 1 項各号の消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方消費税法第 72 条の 82 及び 72 条の 83 の規定に基づき、研究費及び支給対象外経費にそれぞれ <u>108分の8</u> を乗じて得た額とする。<u>ただし、税法の改正により消費税の税率が変更された場合は、変更後の税率を加算するものとする。</u></p>	<p>第 3 条</p> <p>4 第 1 項各号の消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方消費税法第 72 条の 82 及び 72 条の 83 の規定に基づき、研究費及び支給対象外経費にそれぞれ <u>105分の5</u> を乗じて得た額とする。</p>	消費税率変更に伴う改訂
様式 21－ 1～5 研究経費算 定調書	<p>8. 研究経費算定方法</p> <p>直接経費 = (3. 臨床試験研究経費) + (4. 旅費) + (5. 被験者負担軽減のための経費) + (6. 謝金) + (7. 管理的経費)</p> <p>間接経費 = 直接経費 × 30%</p> <p>消費税 = (直接経費* + 間接経費*) × <u>8%</u> (*旅費を除く)</p> <p><u>ただし、税法の改正により消費税の税率が変更された場合は、変更後の税率を加算するものとする。</u></p>	<p>8. 研究経費算定方法</p> <p>直接経費 = (3. 臨床試験研究経費) + (4. 旅費) + (5. 被験者負担軽減のための経費) + (6. 謝金) + (7. 管理的経費)</p> <p>間接経費 = 直接経費 × 30%</p> <p>消費税 = (直接経費* + 間接経費*) × <u>5%</u> (*旅費を除く)</p>	消費税率変更に伴う改訂
様式 1～18	統一書式平成 25 年 3 月 26 日改正版 書式 1～18	統一書式平成 24 年 3 月 7 日改正版 書式 1～18	統一書式変更に伴う改訂